令和８年11月
警　察　庁

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に対する意見の募集について

警察庁では、遊技機の認定等に関する事務の処理に要する経費の実情に鑑み、遊技機の認定等に係る手数料の標準額を改定することを内容とする「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令案」について検討しています。

その内容は別紙のとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて御意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は次のとおりです。

意見提出先	インターネット	・電子政府の総合窓口　e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム ・電子メール（hoanka.iken@npa.go.jp） ※　電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。 ※　電子メールで提出された場合、情報セキュリティの観点から所要の対策が講じられているため、当該電子メールが到達しないおそれがありますので、極力e-Govのパブリックコメント意見提出フォームからの提出をお願いいたします。
	郵送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関２－１－２ 警察庁生活安全局保安課企画係 パブリックコメント担当
意見提出期間	令和８年11月６日（金）から 令和８年12月５日（土）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知おきください。

１　電話による御意見は受け付けておりません。

２　頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。

３　意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

４　頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。

５　別紙の内容のどの部分についての御意見かが分かるよう、数字、記号等をお示しの上、御意見を提出してください。

例：「別紙の３(1)についての意見･･･。」

〈　凡　例　〉

新令：　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令案による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）をいう。

別紙

１　命令等の題名

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令

２　根拠となる法令の条項

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第８項及び第43条

３　改正の概要

(1)　新令第14条関係

風俗営業者が都道府県公安委員会の検定を受けた型式に属する遊技機（指定試験機関が行う認定に必要な試験を受けたものを除く。）について都道府県公安委員会の認定を受けようとする場合は、警察庁において、当該認定に係る実地調査の在り方を見直し、更なる適正化及び合理化を行うことに伴う人件費及び物件費の軽減等を踏まえ、当該認定に係る手数料の標準額を現行の4,340円から3,030円に、当該風俗営業者が当該都道府県において当該認定と同時に受けようとする同一の型式に属する他の遊技機についての認定に係る手数料の標準額を40円から30円に、それぞれ引き下げることとする。

(2)　新令第29条関係

風俗営業者が遊技機の増設、交替その他の変更について都道府県公安委員会の承認を受けようとする場合であって、当該遊技機に未認定遊技機（都道府県公安委員会の認定を受けた遊技機以外の遊技機をいい、都道府県公安委員会の検定を受けた型式に属するものに限る。以下同じ。）があるときは、警察庁において、当該承認に係る実地調査の在り方を見直し、更なる適正化及び合理化を行うことに伴う人件費及び物件費の軽減等を踏まえ、当該承認に係る手数料の標準額について、現行では、5,200円に未認定遊技機１台ごとに40円を加算した額としているのを、3,900円に未認定遊技機１台ごとに30円を加算した額に引き下げることとする。

４　施行期日

令和９年４月１日